

第1期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻 午前9時）

場所

青森市橋本一丁目9番30号
青森銀行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)
10名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)
の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額
決定の件 |



挑む。超える。ともに創る。

プロクレア
ホールディングス

郵送またはインターネットによる議決権
行使期限は、2023年6月27日（火曜日）
午後5時までとなります。

株主総会の模様はインターネットにより
ライブ配信させていただきますので、ぜ
ひご活用ください。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産
はご用意しておりません。何卒ご理解く
ださいようお願い申し上げます。

プロクレアホールディングス

証券コード：7384

「地域の未来を創る」

「お客さまと歩み続ける」

「一人ひとりの想いを実現する」

理念に込めた想い

私たちは、健全性を堅持するとともに、地域の課題や可能性に積極的に挑戦することで、明るく豊かな未来を創ります。

私たちは、専門性を高めるとともに、期待を超えるサービスを追求することで、お客さまの信頼に応え、成長と発展に向けてともに歩み続けます。

私たちは、自主性を尊重するとともに、多様な個性を力に変えることで、自信と誇りに満ちたやりがいのある組織を築き、一人ひとりの溢れる想いを実現します。

商号に込めた想い

「挑戦と創造」

「プロクレア」は、ラテン語の「挑戦（Provocatio／プロウオカティオ）」と「創造（Creare／クレアーレ）」を合わせた造語です。地域の可能性に挑戦し、未来を創るという使命と、プロフェSSIONALとしてお客さまとともに前進するという姿勢を込めています。

ブランドロゴ



挑む。超える。ともに創る。

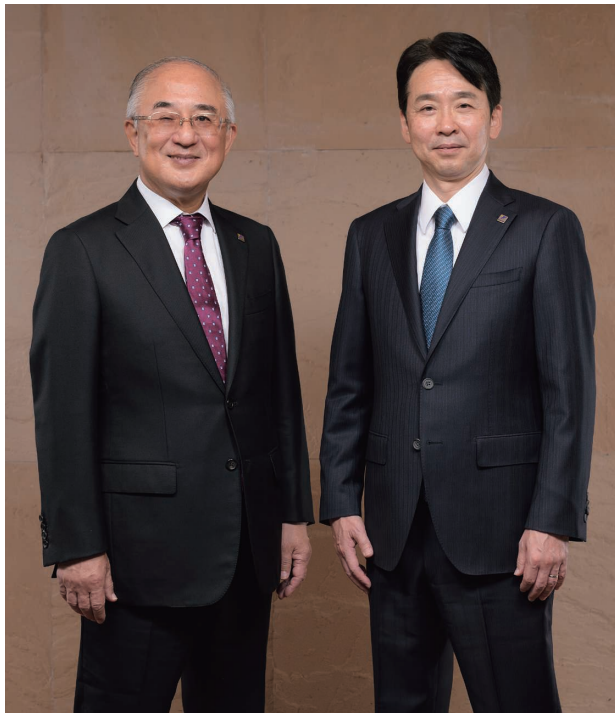
プロクレアホールディングス

未来を切り拓く右肩上がりの矢印をモチーフに、「挑戦と創造」を掲げるプロクレアの頭文字「P」のフォルムを掛け合わせたデザインです。

キーカラーとして、誠実かつ明快な印象を与えるプロクレアネイビーが、最良のパートナーとして地域に寄り添い続ける想いや覚悟を象徴し、「どこまでも青く美しいふるさと」と「地域に眠る無限の可能性」を深いグラデーションで表しています。

また、アクセントカラーのプロクレアオレンジはエネルギー感溢れる色味として、地域を照らす太陽と、豊かな未来へ導く光をイメージしています。

ごあいさつ



取締役社長
(株式会社青森銀行頭取)

成田 晋

取締役副社長
(株式会社みちのく銀行頭取)

藤澤 貴之

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

青森銀行とみちのく銀行は、2022年4月1日に経営統合を行い、両行の完全親会社である「株式会社プロクレアホールディングス」を設立し、グループとしての新たな一歩を踏み出しました。当社の設立に際しましては、皆さま方よりひとかたならぬご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「地域の未来を創る」「お客さまと歩み続ける」「一人ひとりの想いを実現する」という経営理念の下、金融仲介機能・金融サービスの強化及び事業領域の拡大を進めてまいり所存です。

今後とも変わらぬご支援とお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役社長 成田 晋

証券コード：7384
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

青森市勝田一丁目3番1号

株式会社プロクレアホールディングス

取締役社長 成田 晋

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第1期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.procrea-hd.co.jp/shareholder/soukai.html>

プロクレアホールディングス



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所



上記の東証ウェブサイトアクセスして、銘柄名（プロクレアホールディングス）または証券コード（7384）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会はインターネットによるライブ配信を行いますので、当日は来場されなくても、インターネットでご視聴いただけます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）
2 場 所	青森市橋本一丁目9番30号 青森銀行本店大会議室（8階）

3 株主総会の 目的事項	報告事項 第1期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
4 その他招集 にあたっての 決定事項	（1）議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。 （2）インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第25条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類 7 頁～25 頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権行使には以下の 3 つの方法がございます。



株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時 2023年 6 月28日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



郵送（書面）による議決権行使

行使期限 2023年 6 月27日（火曜日）午後 5 時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご郵送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2023年 6 月27日（火曜日）午後 5 時まで

インターネットによる議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をご確認いただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

フリーダイヤル：**0120-173-027**（受付時間 午前 9 時～午後 9 時、通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使について

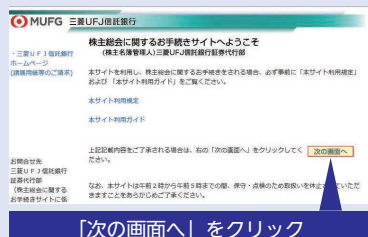
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

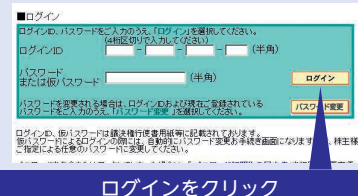
パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

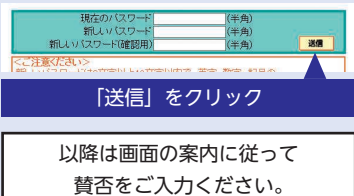
1 議決権行使サイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。



複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（書面）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

2023年6月28日(水曜日) 午前10時から株主総会終了時刻まで

(1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、以下のQRコードを読み込むかの方法で、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」）へのアクセスをお願いいたします。 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



《 ログインID : 9999-9999-9999-999
パスワード : 999999



- (2) 本ウェブサイトにて、ログインIDおよびパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックを入れましたら、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックをして、「視聴する」をクリックしてください。
- (4) 当日ライブ視聴ページが表示されます。

ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- (1) ライブ配信を視聴していただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、ライブ配信をご視聴される株主さまは、当日会場にご出席いただく場合と異なり、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行うことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- (2) 議決権の行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使をお願いいたします。
- (3) ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、映像や音声に不具合が生じたり、ご視聴いただけない場合がありますので、予めご了承ください。なお、本ウェブサイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- (4) ご視聴いただく場合の費用（インターネット接続料金、通信料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- (6) ご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- (7) 株主総会へご出席される株主さまのプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ず、ご出席の株主さまが映ってしまう場合がございますので、ご了承ください。
- (8) 同封の議決権行使書を紛失された場合、下記「本ウェブサイトに関するお問い合わせ」にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

本ウェブサイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL : 0120-676-808（通話料無料）

※受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時
ただし株主総会当日は午前9時～株主総会終了まで

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

普通株式1株につき金25円とし、第一種優先株式1株につき60.3265円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当金額は総額826,483,835円となります。

(普通株式：総額715,483,075円、第一種優先株式：総額111,000,760円)

これにより、当期の年間配当金は、普通株式1株につき先に実施しました中間配当金25円を含め50円、第一種優先株式1株につき先に実施しました中間配当金60.3265円を含め120.653円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- (1) 公的資金にかかる第一種優先株式に関する自己株式の取得について、当社の財務状況や株価動向等に応じて取締役会が弾力的に決定することを可能とするほか、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、法令の定めに従い取締役会において自己株式の取得を決定することを可能とする定款規定を新設する変更をいたしたいと存じます。

(2) その他所要の変更をいたしたいと存じます。
2. 変更の内容
- 変更の内容は次のとおりであります。

なお、本変更につきましては、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線____は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
(自己株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (新設)	(自己株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 <u>2 当会社は、会社法第459条の規定により、取締役会の決議によって、同法第160条第1項の規定による決定をする場合以外の場合における同法第156条第1項各号に掲げる事項を定め、自己の株式を取得することができる。</u>
(第一種優先配当金) 第13条 (中略) 3 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。	(第一種優先配当金) 第13条 (中略) 3 第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
①	なり 成 田 すすむ 晋 (男性)	取締役社長 (代表取締役) 再 任	17回/17回 (100%)
②	ふじ 藤 さわ 澤 たか 貴 ゆき 之 (男性)	取締役副社長 (代表取締役) 再 任	17回/17回 (100%)
③	いし 石 かわ 川 けい た ろう 啓 太 郎 (男性)	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
④	た 田 むら 村 つよし 強 (男性)	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑤	もり 森 よう 庸 (男性)	取締役 再 任	16回/17回 (94%)
⑥	しら 白 とり 鳥 もと み 生 (男性)	取締役 再 任	17回/17回 (100%)
⑦	す 須 とう 藤 しん 慎 じ 治 (男性)	取締役 再 任	17回/17回 (100%)

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	取締役会の出席状況
⑧	おお かわ ひで ゆき 大 川 英 幸 (男性)	審査企画部長 新任	—
⑨	み くに や かつ のり 三 國 谷 勝 範 (男性)	取締役 再任 社外 独立	17回/17回 (100%)
⑩	ひ ぐち かず なり 樋 □ 一 成 (男性)	取締役 再任 社外 独立	17回/17回 (100%)

候補者
番 号

1

なり た
成田

すすむ
晋

再 任

生年月日	1954年 9月27日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 6,920株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年 4 月	株式会社青森銀行入行	2014年 6 月	同行専務取締役
2007年 6 月	同行法人部長	2015年 4 月	同行取締役頭取（現任） 監査部担当
2008年 6 月	同行執行役員審査部長	2022年 4 月	当社取締役社長（現任） 監査部担当
2010年 6 月	同行執行役員弘前支店長		
2011年 4 月	同行執行役員弘前地区統括		
2011年 6 月	同行常務取締役		

■ 取締役候補者とした理由

青森銀行において法人営業企画、与信管理業務に携わる等、豊富な実務経験と高い識見を有しております。2014年6月に代表取締役に就任して以来、長年に亘りリーダーシップを発揮し、持続的な成長や企業価値向上を牽引してまいりました。

共同持株会社の最高責任者として子銀行合併推進を監督・指導し順調に進捗させており、今後も持続的な成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

ふじ さわ
藤澤

たか ゆき
貴之

再 任

生年月日	1966年 8月26日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 1,150株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	株式会社みちのく銀行入行	2016年 6月	同行常務執行役員営業本部長兼営業戦略部長
2007年 4月	同行経営企画部長	2017年 4月	同行専務執行役員営業本部長
2010年 4月	同行古川支店長	2018年 6月	同行取締役頭取（現任）
2012年 4月	同行人事部長	2022年 4月	当社取締役副社長（現任） 人事企画部担当
2015年 4月	同行執行役員営業本部長兼営業戦略部長		

■ 取締役候補者とした理由

みちのく銀行において経営企画、人事、営業推進に携わる等、豊富な実務経験と高い見識を有しております。2018年6月に代表取締役に就任して以来、リーダーシップを発揮し、持続的な成長や企業価値向上を牽引してまいりました。

共同持株会社の最高責任者を補佐するなど職務・職責を適切に果たしており、今後も持続的な成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

いし かわ
石川

けい た ろう
啓太郎

再 任

生年月日	1961年 4月26日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 2,360株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	株式会社青森銀行入行	2019年 6月	同行取締役常務執行役員
2010年 4月	同行人事部長	2021年 6月	同行取締役専務執行役員
2011年 4月	同行総合企画部長	2022年 4月	当社取締役（現任） 業務執行統括、経営企画部、統合推進部担当
2013年 6月	同行本店営業部長		
2014年 6月	同行執行役員本店営業部長	2022年 6月	株式会社青森銀行取締役副頭取（現任） 総合企画部、市場国際部、総務部、東京事務所担当
2015年 6月	同行執行役員営業統括部長		
2016年 6月	同行取締役地区営業本部長（弘前地区担当）		
2018年 6月	同行常務執行役員弘前地区営業本部長		

■ 取締役候補者とした理由

青森銀行において経営企画、リテール営業企画、人事部門に携わる等、幅広い業務経験を有し、各部門全体を統率しながらさまざまな戦略策定にリーダーシップを発揮してまいりました。

共同持株会社の業務執行統括者として子銀行合併を推進し順調に進捗させており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会における意思決定・監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

たむら
田村

つよし
強

再 任

生年月日	1962年 9月22日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 2,300株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	株式会社青森銀行入行	2018年 6 月	同行常務執行役員
2009年 4 月	同行城下支店長	2022年 4 月	当社取締役（現任） システム事務統括部担当
2011年 6 月	同行仙台支店長	2022年 6 月	株式会社青森銀行取締役専務執行役員（現任） システム部、事務統括部担当
2012年10月	同行法人営業部長		
2015年 6 月	同行審査部長		
2016年 6 月	同行執行役員審査部長		

■ 取締役候補者とした理由

青森銀行において法人営業企画、与信管理業務に携わる等、豊富な実務経験を有するほか、直近ではシステム部門および事務管理部門を統率しシステム統合やDX推進に手腕を発揮してまいりました。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

5

もり
森

よう
庸

再 任

生年月日	1963年12月6日生	
取締役会の出席状況	94% (16回／17回)	
所有する当社の株式の種類および数	普通株式	2,300株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	株式会社青森銀行入行	2019年 6 月	同行常務執行役員青森地区営業本部長
2009年 7 月	同行浪館通支店長	2022年 4 月	当社取締役（現任） 地域共創部担当
2011年 4 月	同行三沢支店長	2022年 6 月	株式会社青森銀行取締役専務執行役員青森地区営業本部長（現任） 営業統括部、営業推進部、ビジネスパートナー部担当
2013年 6 月	同行人事部長		
2015年 6 月	同行本店営業部長		
2017年 6 月	同行執行役員本店営業部長		

■ 取締役候補者とした理由

青森銀行において営業店長を3カ店務めたほか、人事部門に携わる等、豊富な実務経験を有し、直近では地区営業本部長として地区内の業績向上・統括にリーダーシップを発揮してまいりました。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

6

しらとり
白鳥

もとみ
元生

再 任

生年月日	1967年 1 月 1 日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 1,900株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月	株式会社青森銀行入行	2019年 6 月	同行執行役員本店営業部長
2010年 4 月	同行大湊支店長	2022年 4 月	当社取締役（現任） 審査企画部担当
2012年10月	同行仙台支店長	2022年 4 月	株式会社青森銀行常務執行役員（現任） リスク統括部、審査部、人事部担当
2015年 6 月	同行法人営業部長		
2017年 7 月	同行弘前支店長		

■ 取締役候補者とした理由

青森銀行において営業店長を4ヵ店務めたほか、法人営業企画に携わる等、豊富な実務経験を有し、直近ではリスク管理部門・審査部門・人事部門を統率し、リーダーシップを発揮してまいりました。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

7

す とう
須藤

しん じ
慎治

再 任

生年月日	1969年7月30日生
取締役会の出席状況	100% (17回／17回)
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 882株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4 月	株式会社みちのく銀行入行	2019年 4 月	同行専務執行役員
2008年 3 月	同行営業統括部長	2022年 4 月	当社取締役（現任） リスク統括部担当
2008年 4 月	同行営業開発部長		
2012年 4 月	同行古川支店長	2022年 6 月	株式会社みちのく銀行取締役専務執 行役員（現任） 経営企画部、リスクマネジメント部、 統合推進部担当
2015年 4 月	同行経営企画部長		
2017年 4 月	同行執行役員経営企画部長		
2018年 4 月	同行常務執行役員		

■ 取締役候補者とした理由

みちのく銀行において経営企画、経営管理、人事総務、営業推進に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では経営企画部門を統率し、事業戦略や経営改善等の経営全般においてリーダーシップを発揮してまいりました。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

8

おお かわ
大川

ひで ゆき
英幸

新 任

生年月日

1966年9月1日生

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

506株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4 月	株式会社みちのく銀行入行	2019年 4 月	同行執行役員営業本部長
2009年 7 月	同行青森南支店長	2021年 4 月	同行執行役員審査部長
2011年 7 月	同行与信企画部長	2022年 4 月	同行常務執行役員（現任） 人事総務部、審査部担当
2015年 4 月	同行KeyMan推進部長		
2016年 8 月	同行札幌支店長	2022年10月	当社審査企画部長（現任）
2018年 4 月	同行執行役員札幌支店長		

■ 取締役候補者とした理由

みちのく銀行において営業店長を2カ店務めたほか、審査部門、営業推進部門に携わる等、豊富な実務経験を有しております。直近では審査、人事総務部門を統率し、リーダーシップを発揮してまいりました。

こうした経験や知見を活かすことにより、共同持株会社の持続的成長と企業価値向上への貢献、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

9

み くに や かつ のり
三 國 谷 勝 範

再 任

社 外

独 立

生年月日

1951年 4月25日生

取締役会の出席状況

100% (17回／17回)

所有する当社の株式の種類および数

普通株式

0株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	大蔵省入省	2009年 7月	同庁長官
1979年 7月	三条税務署長	2011年10月	株式会社ニトリホールディングス顧問
1981年 6月	青森県農林部経済課長	2012年 4月	東京大学教授（政策ビジョン研究センター）
1982年 4月	同県総務部財政課長	2015年 3月	預金保険機構理事長
1997年 7月	大蔵省証券局企業財務課長	2017年10月	国際預金保険協会（IADI）会長
2002年 7月	金融庁総務企画局審議官	2021年 4月	株式会社オープンハウス顧問（現任）
2004年 7月	同庁総括審議官	2022年 4月	当社取締役（社外）（現任）
2005年 8月	同庁総務企画局長		
2008年 7月	同庁監督局長		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金融庁長官、預金保険機構理事長等を歴任し、金融行政において豊富な経験と幅広い知見を有していることに加え、青森県出身者として地域への深い理解を有しております。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヵ月となります。

候補者
番号

10

ひぐち
樋口

かずなり
一成

再任

社外

独立

生年月日	1957年1月3日生
取締役会の出席状況	100%（17回／17回）
所有する当社の株式の種類および数	普通株式 0株



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	2010年5月	同社常務執行役員
2006年3月	株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）兜町証券営業部長	2011年5月	ユーシーカード株式会社代表取締役社長
2008年4月	同行決済営業部長	2011年5月	株式会社キュービタス（現株式会社クレディセゾン）取締役
2009年4月	同行執行役員業務監査部長	2016年4月	ユーシーカード株式会社顧問
2010年4月	みずほ総合研究所株式会社（現みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社）顧問	2016年6月	大陽日酸株式会社（現日本酸素ホールディングス株式会社）常勤監査役
		2020年6月	株式会社クレハ社外取締役（現任）
		2020年6月	株式会社みちのく銀行取締役
		2022年4月	当社取締役（社外）（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大手銀行の役員や大手クレジットカード会社の代表取締役を歴任し、会社経営と金融実務に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2020年よりみちのく銀行の社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしてまいりました。

共同持株会社においてもこうした経験や知見が活かされており、今後も持続的成長と企業価値向上への貢献ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3ヵ月となります。

- 注 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三國谷勝範氏および樋口一成氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三國谷勝範氏および樋口一成氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について
三國谷勝範氏および樋口一成氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 取締役との役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・保険料は全額当社が負担する。
 - ・当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由がある。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社の取締役会は、全体として多様な知見や専門性を備え、バランスのとれた構成としています。
社内取締役および社外取締役が有するスキルのうち、取締役会において特に発揮が期待されるものは、以下のとおりであります。

社内取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル						
		企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	リスクマネジメント	人事・人材開発	DX／ICT	国際・市場運用
取締役社長	成田 晋	●		●	●			
取締役副社長	藤澤 貴之	●		●		●		
取締役副社長	石川 啓太郎	●	●	●				
取締役	田村 強				●	●	●	
取締役	森 庸		●			●		
取締役	白鳥 元生		●	●		●		
取締役	須藤 慎治	●		●				●
取締役	大川 英幸		●		●			
取締役（監査等委員）	中川 晃		●		●			●

社外取締役

地位	氏名	取締役会において特に発揮が期待されるスキル				
		企業経営	行政	法律	金融	地域経済
社外取締役	三國谷 勝範		●		●	●
社外取締役	樋口 一成	●			●	
社外取締役（監査等委員）	岩木川 雅司	●			●	●
社外取締役（監査等委員）	若槻 哲太郎			●		
社外取締役（監査等委員）	石田 深恵			●		

(注) 1. 本株主総会における第3号議案の各取締役候補者が選任された後に予定されている取締役体制となります。
2. 特に発揮が期待されるスキルの一覧であり、各人の有する全ての知見を表するものではありません。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

(社外役員の独立性判断基準)

当社は、独立性判断基準を以下の通り策定しております。

1. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者ではないこと。
2. 当社グループの主要な取引先である者またはその業務執行者ではないこと。
3. コンサルタント、会計専門家または法律専門家等については、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。
4. 当社グループの主要株主またはその業務執行者ではないこと。
5. 当社グループより、多額の寄附金を得ている者またはその業務執行者ではないこと。
6. 上記1. から5. に過去3年以内に該当していないこと。
7. 上記1. から6. に該当する者（重要でない者を除く）の近親者ではないこと。

※1 「当社グループを主要な取引先とする者」：当社グループとの取引による売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上である先をいう。

※2 「当社グループの主要な取引先である者」：当該取引先との取引による収益が当社グループの直近事業年度の連結粗利益の2%以上である先をいう。

※3 「多額」：過去3年平均で年間10百万円または当該取引先の年間費用の30%のいずれか大きい額を超える金額とする。

※4 「主要株主」：直接・間接に10%以上の議決権を有する株主とする。

※5 「重要でない者」：会社の役員および部長クラスでない者とする。

※6 「近親者」：二親等以内の親族とする。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1号において、当会社の設立の日から最初の定時総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額300百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額300百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

当社は、2022年4月1日開催の取締役会において、取締役の報酬の額又はその算定方法の決定方針を定めており、その概要は事業報告40頁から41頁に記載のとおりであります。本議案に基づく報酬等は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合も当該方針を変更することは予定されておられません。また、本議案は、当該方針に基づいて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等を賄うのに十分であり、当社と規模・事業内容を同じくする他社の株主総会決議による報酬限度額に鑑みても、相当なものであると判断しております。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は10名（うち社外取締役は2名）となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2号において、当会社の設立の日から最初の定時総会終結の時までの期間の報酬等の総額は年額60百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等の額を、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額60百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案については、指名・報酬等委員会における審議・答申を経て決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬等を賄うのに十分であり、当社と規模・事業内容を同じくする他社の株主総会決議による報酬限度額に鑑みても、相当なものであると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）であります。

以 上

第 1 期 (2022年 4 月 1 日から 2023年 3 月31日まで) 事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当社グループは、銀行持株会社である当社、並びに株式会社青森銀行（以下、「青森銀行」といいます。）、株式会社みちのく銀行（以下、「みちのく銀行」といい、青森銀行とみちのく銀行を総称して「両行」といいます。）を含む連結子会社11社で構成され、銀行業を中心にリース業、クレジットカード業、コンサルティング業、債権回収業などの金融サービスに係る事業を行っております。

(金融経済環境)

2022年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束の動きを繰り返す中、ロシアによるウクライナ侵攻が継続し、また記録的な円安がエネルギー価格、食料品価格等の更なる高騰を招くなど、一般消費者までが国内外で生じた影響を大きく受けた1年となりました。実質成長率（1次速報値）は前年比プラス1.1%にとどまり、実質GDPが概ねコロナ禍前の水準に達している欧米に比べて、回復の遅れが見られました。

青森県経済においても、新型コロナに加え、ウクライナ情勢等を背景とした原油・原材料価格の高騰、円安や物価上昇などにより、幅広い分野に影響が及びました。また、県内初の線状降水帯による農林水産物や鉄道への大雨災害、度重なる鳥インフルエンザの発生による過去最大の殺処分実施は本県経済に大きな爪痕を残しました。

一方で、行動制限や水際対策が緩和され、3年ぶりにねぶた祭りを始めとした県内各地のイベントが開催されたほか、インバウンド需要獲得への取り組みが再開されるなど、感染抑制と経済活動の両立に向けた動きが進められました。特に個人消費が回復傾向にあり、物価上昇の影響がみられるものの、総体としては持ち直しの動きが続いております。

(企業集団の事業の経過及び成果)

○経営理念～第1次中期経営計画～

当社は、株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行の完全親会社として2022年4月1日に設立し、グループとして新たな一歩を踏み出しました。「地域の未来を創る」「お客さまと歩み続ける」「一人ひとりの想いを実現する」という経営理念の下、2022年度は第1次中期経営計画「挑戦と創造」（2022年4月～2025年3月）の初年度として、「シナジーを早期に実現し、強固な経営基盤を構築する」をスローガンに取り組んでまいりました。

依然として新型コロナウイルス感染症は経済活動に影響をもたらしているものの、新型コロナウイルス感染症の抑制と経済活動の両立という「ウィズコロナ」の新たな段階への移行が進められております。当社では、目まぐるしい環境変化の中でも地域経済の持続的成長への貢献を果たすべく、経営統合シナジーの早期実現に向けた取り組みを強化してまいりました。主な取り組みは次のとおりであります。

○お客さまの利便性向上

①ネットワーク・ATM

経営統合の実現により、青森県全域及び函館地区での店舗ネットワークが拡充され、加えて、ATMでの両行間の振込手数料の引き下げを実施するなど、お客さまの利便性に繋がる取り組みを実施してまいりました。

②ノウハウの共有・相互活用

両行は同一エリアを基盤としておりますが、各々独自の強みを磨き、事業者支援を行ってまいりました。

当社グループでは事業承継支援を地元企業の皆さまの課題解決・地域産業及び雇用の維持拡大につながる重点施策と位置付けており、課題を抱えるお客さまに対するコンサルティングサービスを、両行の本部スタッフが共同で支援する体制を構築しております。

また、商品やサービス等の統一、ノウハウの共有を行うなど、お客さまのニーズに応えるべく取り組んでまいりました。今後もグループ一体となり、より一層のサービス向上に努めてまいります。

③主管店方式

両行とご融資取引があるお客さまに、両行の融資取引店舗のうち一方が代表して融資取引窓口として担当させていただく「主管店方式」を2023年1月より順次導入しております。主管店方式にご同意いただいたお客さまの各種相談窓口を統一することで、融資手続きをスムーズに進めるなど、お客さまの成長・発展に貢献するべく取り組んでまいります。

④共同店舗

青森市内の一部ローン専門拠点について、両行の拠点を同一フロアへそれぞれ設置し、共同運営する「共同店舗化」を実施しております。住宅ローンをはじめとする個人ローン全般のご相談からご契約手続きにつきまして、より多くのお客さまの利便性向上に向けて取り組んでおります。

○店舗統廃合

2025年1月に実施予定の合併後に店舗統廃合の大宗を実施する予定としておりますが、店舗運営に係る各種コストの削減効果等のシナジー等を早期に実現するべく、合併前においても店舗統廃合を実施しております。合併までに、両行合わせて9店舗の統廃合（支店内支店方式への移行を含む）を決定しており、2022年度には7店舗の統廃合を実施しております。統廃合の対象店舗や統廃合後の店舗ネットワークは、お客さまの利便性を最優先に考え、検討を進めております。

また、合併及びシステム事務統合に先立ち、店名・店番号の重複を解消する必要があることから、2022年11月から7回に分けて両行合わせて89店舗の店名・店番号変更手続きを実施しております。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、何卒ご協力・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○組織融和

近接する両行の営業店をパートナー店とし、営業店の交流や合併に向けた相互支援・協力体制を強化する「パートナー店制度」を導入しました。パートナー店同士で相互の職場見学会を実施するなど、両行職員の人材交流を通じて、互いの組織・文化を理解することに努めてまいりました。

また、共同での各種研修や「プロクレアHD全社クリーン大作戦」の実施、両行野球部の統合などを行ってまいりました。両行合併に向けて、今後も組織融和に向けた取り組みを進めてまいります。

○サステナビリティ推進

サステナビリティへの取り組みの重要性が高まる中、当社では2022年4月に「サステナビリティ方針」を定め、ステークホルダーとの5つのお約束を掲げると同時に、「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」への賛同を表明しております。

また、サステナビリティに関わる取り組みを推進・強化するため、2023年3月に、当社社長を委員長とする「SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）推進委員会」を設置するとともに、当社SX推進の実行組織として経営企画部内に「SX推進室」を設置しております。

気候変動・脱炭素の問題をはじめ、健康や相対的貧困、ダイバーシティ&インクルージョン等のサステナビリティへの取り組みを強化し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○事業領域の拡大

青森県は「農林水産」「ものづくり」「観光」「ライフ（医療・健康福祉）」「グリーン（環境・エネルギー）」といった地域経済活性化に資するさまざまな分野においてポテンシャルや強みを有しております。当社では地域の優位性やポテンシャルを活かし、グループの強みやノウハウ・ネットワークを結集することにより、従来の取り組みを、より面的・立体的な取り組みに発展させることで、地域に根差した産業の共創を目指しております。

当社が地域の中で総合商社的な役割として、従来からの取り組みである「つなげる・投資する」機能に加え、自らが新分野への挑戦を通じて「経営する」というビジネスモデルに深化させることで、事業領域の「深さ」（既存事業の「深化」としての領域拡大）と「広さ」（新分野への挑戦としての領域）を拡大する地域バリューアップモデルの構築に向けて検討を進めております。その第一弾として「地域デザイン機能」「事業創造スタジオ機能」を強化した「地域バリューアップスタジオ」機能の実装に向けて取り組みを始動しております。今後も地域課題貢献に資する取り組みを強化してまいります。

このように、2022年度は第1次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを起点とした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取り組みの強化に努めてまいりました結果、当社の業績は次のようになりました。

○当社グループの連結業績

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は5兆2,478億円、貸出金は3兆7,744億円、有価証券は8,654億円となりました。

損益状況につきましては、連結経常利益51億6百万円、また、企業結合による負ののれん発生益471億40百万円を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は489億57百万円となりました。

なお、主要な子会社である青森銀行及びみちのく銀行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

○青森銀行（単体）

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比112億円増加して3兆596億円、貸出金は前期末比1,802億円増加して2兆474億円、有価証券は前期末比763億円減少して、6,671億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は有価証券関係損益が減少したものの、連結子会社からの受取配当金の増加による資金運用収益の増加等により、前期比17億71百万円増益の70億74百万円となり、また当期純利益についても前期比14億32百万円増益の51億53百万円となりました。

○みちのく銀行（単体）

主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む。）は前期末比84億円増加して2兆2,068億円、貸出金は前期末比401億円増加して1兆7,651億円、有価証券は前期末比52億円減少して、2,098億円となりました。

損益状況につきましては、経常利益は与信費用の増加等により前期比16億65百万円減益の9億18百万円となり、当期純利益についても前期比24億99百万円減益の6百万円となりました。

(企業集団の対処すべき課題)

当社グループが地盤としている青森県においては、少子高齢化・人口減少などの社会構造の変化に伴う影響が増大していくことが懸念されております。また、デジタル技術の進展によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）や、気候変動対応をはじめとするサステナビリティへの取り組みの重要性が高まるなど、地域金融機関の経営環境は大きく変化しております。

このような経営環境の下、当社グループは「金融サービスの安定性と質の両立」「地域産業の発展・地域住民の生活の向上」「健全かつ持続的な経営基盤の構築」といった課題解決に向けて、両行の持つノウハウや情報・ネットワークの融合による施策展開を通じ、経営統合によるシナジー効果を早期に実現し、強固な経営基盤を構築していくことが多面的な変化に対応していくための最優先課題であると認識しております。

第1次中期経営計画では4つの基本戦略「金融仲介機能の強化」「事業領域の拡大」「経営の合理化・効率化」「グループ基盤の強化」を掲げております。引き続き中期経営計画達成に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

また、2025年1月には、関係当局の許認可が得られることを前提に、両行は合併し、合併銀行の商号を「株式会社青森みちのく銀行」とする予定です。合併及びシステム事務統合に向けて引き続き万全な準備を進めるとともに、両行役職員の融和に向けた取り組みを進めてまいります。

加えて、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の重要な課題であると認識しており、グループ横断的な法令等遵守管理体制を構築しております。また、グループ全体のコンプライアンス運営に係る基本方針を策定するとともに、マネー・ローンダリング防止及びテロ資金供与対策、反社会的勢力への対応、利益相反管理、情報管理等の主要な個別コンプライアンス領域についても領域別の基本方針を策定し、両行をはじめとするグループ各社は、これらの基本方針に従って法令等遵守体制の強化を図っております。

こうした取り組みを通じて、地域の金融機関としての社会的責任を果たし、地域社会の発展を目指してまいりたいと考えております。

株主の皆さまには、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	—	—	—	85,437
経常利益	—	—	—	5,106
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	48,957
包括利益	—	—	—	34,654
純資産額	—	—	—	184,439
総資産	—	—	—	5,974,452

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は2022年4月1日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。
 3. 負ののれん発生益471億円を特別利益に計上しております。

□. 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
営 業 収 益	—	—	—	4,216
受 取 配 当 金	—	—	—	4,015
銀行業を営む子会社	—	—	—	4,015
その他の子会社	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	3,288
1 株当たり当期純利益	—	—	—	107 ^{円 銭} 81
総 資 産	—	—	—	139,151
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	136,020
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、2022年4月1日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使 用 人 数	2,396人	48人	33人

注 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業
株式会社青森銀行
① 営業所数

			当 年 度 末
青	森	県	77 ^店 (うち出張所 2)
北	海	道	2 (ー)
秋	田	県	2 (ー)
岩	手	県	1 (ー)
宮	城	県	1 (ー)
東	京	都	1 (ー)
合 計			84 (2)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を139か所設置しております。

② 当年度新設営業所
当年度新設営業所は該当ありません。
なお、以下の店舗について統廃合を行っております。

(廃止店舗)	(統合店舗)	(統合日)
・ 城西出張所	親方町支店	2022年11月28日
・ 下組町支店	八戸支店	2022年11月28日
・ 桔梗野支店	弘前南支店	2023年 3 月27日
・ 本通支店	梁川町支店	2023年 3 月27日

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- 店舗外現金自動設備（2カ所）
 - ・弘前総合医療センター（弘前市）
 - ・マエダストア十和田元町店（十和田市）

株式会社みちのく銀行

① 営業所数

			当 年 度 末	
青	森	県	79 ^店	うち出張所 (2)
北	海	道	8	(ー)
秋	田	県	3	(ー)
岩	手	県	2	(ー)
宮	城	県	1	(ー)
東	京	都	1	(ー)
合 計			94	(2)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を120か所設置しております。

- ② 当年度新設営業所
当年度新設営業所はありません。

注 上土手町支店、弘前公園前支店、国道支店については当年度において「支店内支店（同じ営業店舗内に2つ以上の支店が併設する形態）」方式による店舗統合を行っております。

□. リース業及びその他の事業

リース業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況 □. 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合 計
設備投資の総額	2,300	91	3	2,395

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

事業セグメント	会 社 名	内 容	金 額
銀行業	株式会社青森銀行	ソフトウェア	617
	株式会社みちのく銀行	ソフトウェア	811

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 事 業 内 容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株 式 会 社 青 森 銀 行	青森市橋本一丁目9番30号	銀 行 業	19,562 ^{百万円}	100.00 [%]	—
株 式 会 社 み ち の く 銀 行	青森市勝田一丁目3番1号	銀 行 業	36,986	100.00	—
青 銀 甲 田 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	不 動 産 賃 貸 業	10	(100.00)	—
あ お ぎ ん カ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業	56	(100.00)	—
あ お ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	リ ー ス 業	60	(100.00)	—
あ お ぎ ん 信 用 保 証 株 式 会 社	青森市古川一丁目16番16号	住 宅 ロ ー ン の 信 用 保 証 業	30	(100.00)	—
あ お も り 創 生 パ ー ト ナ ー ズ 株 式 会 社	青森市新町二丁目2番7号	コ ン サ ル テ ィ ン グ 業	50	(100.00)	—
み ち の く リ ー ス 株 式 会 社	青森市橋本一丁目4番10号	リ ー ス 業	90	(100.00)	—
み ち の く 信 用 保 証 株 式 会 社	青森市奥野一丁目3番12号	住 宅 ロ ー ン の 信 用 保 証 業	100	(100.00)	—
み ち の く カ ー ド 株 式 会 社	青森市奥野一丁目3番12号	ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業	30	(100.00)	—
み ち の く 債 権 回 収 株 式 会 社	青森市本町一丁目2番20号 青森柳町ビル2階	債 権 管 理 回 収 業	500	(100.00)	—

注 1. 上記の11社はすべて連結対象としております。
2. 資本金は単位未満を、議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は間接議決権比率であります。

重要な業務提携の概況

該当事項はございません。

(7) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株 式 会 社 青 森 銀 行	1,000百万円	—	—

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月1日に、株式会社青森銀行と株式会社みちのく銀行の共同株式移転による経営統合により、両行を完全子会社とする持株会社として設立されました。

また、2022年11月11日の当社取締役会において、関係当局の許認可の取得等を前提として、両行が2025年1月1日を効力発生日として合併することを決議いたしました。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
成 田 晋	取締役社長 (代表取締役) 監査部担当	株式会社青森銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
藤 澤 貴 之	取締役副社長 (代表取締役) 人事企画部担当	株式会社みちのく銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
石 川 啓太郎	取 締 役 業務執行統括、 経営企画部、 統合推進部担当	株式会社青森銀行 取締役副頭取 (代表取締役)	
稲 庭 勉	取 締 役 システム事務 統括部副担当	株式会社みちのく銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	
田 村 強	取 締 役 システム事務 統括部担当	株式会社青森銀行 取締役専務執行役員	
森 庸	取 締 役 地域共創部担当	株式会社青森銀行 取締役専務執行役員	
白 鳥 元 生	取 締 役 審査企画部担当、 人事企画部副担当	株式会社青森銀行 常務執行役員	
須 藤 慎 治	取 締 役 リスク統括部担当、 経営企画部副担当	株式会社みちのく銀行 取締役専務執行役員	
三國谷 勝 範	取 締 役 (社外取締役)	株式会社オープンハウス 顧問	
樋 口 一 成	取 締 役 (社外取締役)	株式会社クレハ 社外取締役	
中 川 晃	取 締 役 監 査 等 委 員		
岩木川 雅 司	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	H fund株式会社 代表取締役 ヒューレックス株式会社 顧問	

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
若 槻 哲太郎	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	村田・若槻法律事務所 代表パートナー 弁護士	
石 田 深 恵	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	弁護士	

- 注 1. 取締役三國谷勝範及び樋口一成、取締役監査等委員岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員中川晃氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人及び内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞 与	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	23	23	—	—
		238	166	15	56
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	31	31	—	—
		35	35	—	—
合 計	14名	54	54	—	—
		274	202	15	56

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 各区分の上段は当社からの報酬金額、下段は当社からの報酬及び兼務する子銀行からの報酬を合算した金額を表示しております。
- なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役（2名）の報酬等の総額は10百万円、監査等委員である取締役のうち社外取締役（3名）の報酬等の総額は16百万円であり、いずれも当社からの基本報酬のみとなっております。
3. 賞与の欄には、子銀行において当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額15百万円を記載しております。また非金銭報酬等には、業績連動型株式報酬額（当事業年度に付与されたポイントに係る費用計上額）56百万円を記載しております。

4. 報酬限度額については、当社定款において、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの報酬等の額として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額300百万円以内、監査等委員である取締役が年額60百万円以内と定められております。当該内容については、当社の設立にあたり2022年1月26日開催の青森銀行の臨時株主総会並びにみちのく銀行の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において決議されております。なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本段落において同様。）の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、代表取締役社長及び社外取締役に構成する指名・報酬等委員会にて透明性をもって審議を行い、取締役会において決定しております。また、社外取締役及び社外取締役を除く取締役のそれぞれにつき、その水準は、当社の安定的かつ持続的な成長及び中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正なものとするともに、役位・職責に応じて決定し、報酬体系は「月額報酬」のみとしております。取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬の透明性、公正性及び客観性を確保するため、指名・報酬等委員会の審議を経ており、取締役として相応しく、役割及び責任に応じた報酬等となっていることから、決定方針に則った内容であると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で承認されている報酬額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

なお、当社の連結子会社である青森銀行及びみちのく銀行の役員を兼ねる取締役に關しては、その主たる報酬を、各行において定められた業績連動報酬及び業績連動型株式報酬を含む報酬等の額または数の算定方法、報酬の種類ごとの割合、支給の時期等の決定方針に基づいて支給しております。各行の決定方針は以下の通りとなります。

□. 各子銀行で定める業績連動報酬を含む取締役の報酬等に関する事項

【株式会社青森銀行】

1. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
 - ① 2016年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、取締役（監査等委員を除く。）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円であります。なお、当該決議当時の取締役（監査等委員を除く。）の員数は8名、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
 - ② また、上記取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額とは別に、2018年6月26日開催の第110期定時株主総会の決議に基づき、業績連動型株式報酬制度を導入しております。なお、当該決議当時の業績連動型株式報酬制度の対象者となる取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名、取締役に兼務しない執行役員の員数は9名であります。
2. 報酬等の決定に関する方針ならびに手続等
報酬体系については、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬として月次で支給する「月額報酬」、単年度の業績に応じて年1回支給する「賞与」、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるための「業績連動型株式報酬」で構成されております。また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、業務執行を行う他の取締役から独立した立場であることを考慮し、

「月額報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、株主総会により決議された限度額の範囲内において、基本報酬・賞与は、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、取締役会の決議により決定しております。なお、監査等委員会において妥当性等の検証を行い、妥当であるとの判断が示されております。また、業績連動型株式報酬は、事前に定めた株式交付規程に基づき決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬等委員会による審議を行ったうえで、2021年2月25日開催の取締役会において、以下の通り定めております。

報酬水準については、役位および業績目標の達成状況等を考慮し、短期的な業績のみならず、中長期的な業績向上と企業価値増大に資するよう適正な水準とすることを基本方針としております。

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合については、役位上位者ほど業績連動報酬の割合を高め、業績向上に対するインセンティブを高める方針としております。

3. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）は、取締役等の報酬と青森銀行の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に導入しております。

本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度と同様の役員対象のインセンティブ・プランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付または給付する制度であります。

本制度は、青森銀行が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対しては、信託期間中の毎事業年度終了後の所定の時期に、取締役等の役位に応じた「固定ポイント」と、青森銀行の毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて変動する「業績連動ポイント」を付与します。受益者要件を充足した取締役等は、当該取締役等の退任時に、保有するポイントに応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を受ける制度であります。

毎事業年度における業績連動ポイントは、親会社株主に帰属する当期純利益およびコア業務純益（投資信託解約損益除く）（単体）の目標達成度等に応じて決定しております。各指標の選択理由として、親会社株主に帰属する当期純利益は中期経営計画への達成意欲を高めるために、コア業務純益（投資信託解約損益を除く）（単体）は本業での収益力向上への意識を高めることを目的に、それぞれ指標として導入しております。

(付与ポイントの算定式)

固定ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託内の当社株式平均取得価格×80%

業績連動ポイント＝役位毎の報酬基準額÷信託内の当社株式平均取得価格×20%
×業績連動係数

(業績連動係数)

業績連動係数＝親会社株主に帰属する当期純利益の業績連動係数×50%＋コア業務純益
(投資信託解約損益除く)(単体)の業績連動係数×50%

親会社株主に帰属する当期純利益		コア業務純益（投資信託解約損益除く）(単体)	
目標達成率	業績連動係数	目標達成率	業績連動係数
170%以上	1.5	150%以上	1.5
160%以上170%未満	1.4	140%以上150%未満	1.4
150%以上160%未満	1.3	130%以上140%未満	1.3
140%以上150%未満	1.2	120%以上130%未満	1.2
120%以上140%未満	1.1	110%以上120%未満	1.1
100%以上120%未満	1.0	100%以上110%未満	1.0
90%以上100%未満	0.9	90%以上100%未満	0.9
80%以上 90%未満	0.8	80%以上 90%未満	0.8
80%未満	0.0	80%未満	0.0

(業績連動係数の基礎となる2022年度の業績)

業績目標項目	目標値 (百万円)	実績 (百万円)	達成率
親会社株主に帰属する当期純利益	2,236	2,856	127%
コア業務純益 ※ (投資信託解約損益除く)(単体)	3,100	2,567	82%

※ 連結子会社からの臨時配当を除く。

【株式会社みちのく銀行】

1. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ① 取締役の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、取締役（監査等委員である取締役を除く）は年額145百万円（うち社外取締役分は20百万円）、取締役（監査等委員）は年額60百万円であります。（当該定時株主総会終結時の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）が4名です。）
- ② 上記報酬限度額のほか、社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」という）に対して、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することが2016年6月23日開催の第44期定時株主総会で決議されており、2016年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）に関して対象取締役分の株式取得資金として448百万円を本信託に拠出しております。また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、対象期間ごとに、対象取締役分として250百万円を上限として本信託に追加拠出することとしております。（当該定時株主総会終結時の対象取締役は3名です。）

2. 報酬等の決定に関する方針ならびに手続等

2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬検討会議へ諮問し、答申を受けております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会は、2021年2月25日開催の取締役会において決議された決定方針にも整合するものであることを取締役会において報告を受け、確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業理念を實踐できる取締役に相応しい人材の確保、ならびに中長期的な業績の向上と企業価値の増大を図るインセンティブとして機能することを基本方針としております。

具体的には、金銭報酬である「基本報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」で構成する体系としております。これらの報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会においてあらかじめ定められた「役員報酬等規程」、「役員株式給付規程」に基づき、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬検討会議で協議のうえ、取締役会が決定いたします。

なお、「基本報酬」の金額は、役位・職責に応じて銀行の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して設定しております。

② 取締役ごとの報酬体系

業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」および「業績連動報酬」、ならびに「業績連動型株式報酬」により構成し、非業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」および「業績連動型株式報酬」により構成されます。これらの構成割合は、役位・職責に応じてみちのく銀行の業績等を総合的に勘案して設定しております。

また、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、独立性を確保する観点から「基本報酬」のみで構成されます。

3. 業績連動報酬等に関する事項

① 「業績連動報酬」の金額は、対象となる取締役の業務執行の成果である銀行の本業および全体の業績の向上に対する意識を高めるため、各取締役の業績貢献度合いに応じ、「基本報酬」の金額を100%として上下一定割合の増減率を乗じて算出し、100%を超える部分が「業績連動報酬」となります。当該増減率は、別途に定義する「本業利益」と「当期純利益」の実績金額を組み合わせた業績マトリックスを指標としております。

② 「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上との連動性を明確にするため、株式価値に連動したインセンティブが働くことを目的とした、信託を活用した業績連動型の株式報酬としております。株式の交付のため、毎事業年度ごとに「基本報酬」および「業績連動報酬」の総額に対して、職位等により一定の割合を乗じて算出された額をポイントに換算して付与しております。

③ なお、「基本報酬」および「業績連動報酬」は、前事業年度における業績をもとに取締役会において各取締役に対する支給額を決定し、当該金額を12分割した額を翌事業年度の7月以降1年にわたり毎月支給しております。「業績連動型株式報酬」は毎年、7月にポイントを付与し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした取締役に対して、その退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付および給付しております。

（業績連動係数の基礎となる2021年度の業績）

業績目標項目	目標値 (百万円)	実績 (百万円)	達成率
当期純利益	1,427	2,505	175%
本業利益	724	860	118%

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当社は、定款の規定に従い、取締役である三國谷勝範、樋口一成、岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵各氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社並びに子会社である青森銀行及びみちのく銀行の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
三國谷 勝 範	株式会社オープンハウス 顧問
樋 口 一 成	株式会社クレハ 社外取締役
岩木川 雅 司	H fund株式会社 代表取締役 ヒューレックス株式会社 顧問
若 槻 哲太郎	村田・若槻法律事務所 代表パートナー
石 田 深 恵	弁護士

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
三國谷 勝 範	1 年	当期開催された取締役会 17回のすべてに出席して おります。	金融庁長官、預金保険機構 理事長等を歴任した経験 等、金融行政における豊富 な経験と幅広い知見を活か し、取締役会、指名・報酬 等委員会において活発な発 言を行っており、当社グル ープの監査機能や取締役会 における意思決定・監督機 能の実効性向上に寄与して おります。 また、指名・報酬等委員会 の委員長としてその決定プ ロセスに大きな役割を果た しております。
樋 口 一 成	1 年	当期開催された取締役会 17回のすべてに出席して おります。	大手銀行の役員や大手クレ ジットカード会社の代表取 締役を歴任した経験等、会 社経営と金融実務に関する 豊富な経験と幅広い知見を 活かし、取締役会、指名・ 報酬等委員会において活発 な発言を行っており、当社 グループの監査機能や取締 役会における意思決定・監 督機能の実効性向上に寄与 しております。 また基盤的サービス諮問委 員会の委員長として、当社 グループが実施する不当な 不利益防止策の実効性検証 にあたり大きな役割を果た しております。

氏 名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会 における発言その他の活動状況
岩木川 雅 司	1 年	当期開催された取締役会 17回及び監査等委員会15 回のすべてに出席しており ます。	大手証券会社代表取締役を 務めた経験等、金融分野に おける豊富な経験と幅広い 知見を活かし、取締役会や 監査等委員会、指名・報酬 等委員会において活発な発 言を行っており、当社グル ープの監査機能や取締役会 における意思決定・監督機 能の実効性向上に寄与して おります。
若 槻 哲太郎	1 年	当期開催された取締役会 17回及び監査等委員会15 回のすべてに出席しており ます。	弁護士としての、法律に関 する高い見識と専門性を活 かし、取締役会や監査等委 員会、指名・報酬等委員会 において活発な発言を行っ ており、当社グループの監 査機能や取締役会における 意思決定・監督機能の実効 性向上に寄与しております。
石 田 深 恵	1 年	当期開催された取締役会 17回及び監査等委員会15 回のすべてに出席しており ます。	弁護士としての、法律に関 する高い見識と専門性を活 かし、取締役会や監査等委 員会、指名・報酬等委員会 において活発な発言を行っ ており、当社グループの監 査機能や取締役会における 意思決定・監督機能の実効 性向上に寄与しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5 名	27	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。また「当社からの報酬等」については、基本報酬のみとなっております。

(4) 社外役員の意見

上記（1）から（3）の内容に対する社外役員の意見はございません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	60,000千株
	第一種優先株式	13,800千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	28,658千株
	第一種優先株式	1,840千株
(2) 当年度末株主数	普通株式	40,617名
	第一種優先株式	1名

(3) 大株主
イ. 普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,765 ^{千株}	9.66 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,499	5.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,445	5.05
明治安田生命保険相互会社	565	1.97
日本生命保険相互会社	478	1.67
青森銀行職員持株会	373	1.30
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	372	1.30
住友生命保険相互会社	338	1.18
損害保険ジャパン株式会社	315	1.10
JP MORGAN CHASE BANK 385781	300	1.05

- 注 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は持株数を発行済株式（自己株式を除く）の総数で除して算出しております。

□. 第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 整 理 回 収 機 構	1,840 ^{千株}	100.00 [%]

5. 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村真敏 指定有限責任社員 岩崎裕男	15	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当社、当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は137百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 当社およびグループ会社の取締役および職員等（以下、「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、当社およびグループ会社の役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「コンプライアンス基本方針」および法令等遵守に関する規程等を制定する。
2. 当社の取締役会は、法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、年度毎に「グループコンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理する。加えて、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下に「コンプライアンス委員会」を設置する。
3. 当社の経営会議は、法令等遵守の全社横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役に報告する。
4. 当社は、法令等遵守に関する統括部署としてリスク統括部を設置し、当社リスク統括部担当役員をコンプライアンス統括責任者とするほか、各部の部長をコンプライアンス責任者とし、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、要領・マニュアルの策定および研修を実施する。
5. 当社の取締役は、法令または定款に違反する重要な事実、または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
6. 当社およびグループ会社の全ての役職員等は、「内部通報制度」の活用等により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。なお、当社の取締役会は、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
7. 当社の内部監査部署である監査部は、当社およびグループ会社各部における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 当社取締役の職務の執行に係る情報・文書は、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。
2. 当社の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の議事録は、法令及び各社内規程等に基づき作成し、適切に保存・管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の取締役会は、「リスク管理方針」を制定し、当社およびグループ会社のリスク管理に関する方針を決定するとともに、リスク全体の統括部署としてリスク統括部を設置し、リスクを管理する。加えて、経営企画部担当役員を委員長とする「ALM・収益管理委員会」および、リスク統括部担当役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。また、各種リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
2. 当社のリスク統括部は、当社の各担当部が所管する当社およびグループ会社における各種リスクを統括して管理を行うとともに、その結果について取締役会へ報告する。
3. 当社の監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
4. 不測の事態が発生した場合には、危機管理対策本部を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる「中期経営計画」を策定するとともに、事業年度毎の「経営計画」を策定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
2. 当社の取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
3. 当社の取締役会は、「取締役会規程」に定める一定事項の決定等について、経営会議または取締役社長へ委任することができる。取締役社長は、委任された事項の執行状況を取締役会へ報告する。
4. 当社の取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社およびグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ体となった経営を行う。グループ会社の統括部署である経営企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの整備を目的に、グループ会社の管理に関する規程を制定し、業務管理部署を定め、当社への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
2. 当社は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
3. 当社およびグループ会社は、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

4. 当社およびグループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。内部通報制度による場合は、定められた通報先へ報告する。なお、報告を行った役職員等が報告等を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
 5. 当社の監査部は、当社およびグループ会社の業務執行状況について業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ヘ. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**
1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員（補助者）を配置することにより、監査等委員会の監査等の実効性を確保する。
 2. 当社の監査等委員会補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。
- ト. 当社およびグループ会社の役職員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**
1. 当社およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
 2. 当社およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等について、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 3. 当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求めるほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
 4. 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。
- チ. 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第三百九十九条の二第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査等委員会が代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換を行うなど連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
2. 当社は、監査等委員会が会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当社グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会5回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置している経営会議（33回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を経営会議（3回）および取締役会へ報告（3回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

各種リスク管理の状況についてリスク管理委員会及びA L M・収益管理委員会、にてモニタリングし、リスク管理態勢の状況について取締役会に報告（3回）しました。

ニ. 当社グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について、取締役会および経営会議に報告（4回）し、当社グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

会 社 名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社青森銀行	青森県青森市橋本一丁目 9番30号	99,834	139,151
株式会社みちのく銀行	青森県青森市勝田一丁目 3番1号	36,186	

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

連結計算書類

第1期末（2023年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,123,913	預金	5,024,375
コールローン及び買入手形	35,000	譲渡性預金	223,458
買入金銭債権	5,115	コールマネー及び売渡手形	13,438
金銭の信託	11,985	債券貸借取引受入担保金	2,609
有価証券	865,466	借入金	463,349
貸出金	3,774,454	外国為替	38
外国為替	8,176	その他負債	35,728
リース債権及びリース投資資産	33,799	賞与引当金	1,358
その他資産	66,496	役員賞与引当金	25
有形固定資産	27,850	退職給付に係る負債	250
建物	10,413	役員退職慰労引当金	4
土地	12,746	株式給付引当金	346
建設仮勘定	82	睡眠預金払戻損失引当金	356
その他の有形固定資産	4,607	偶発損失引当金	348
無形固定資産	4,320	再評価に係る繰延税金負債	1,398
ソフトウェア	3,159	支払承諾	22,927
その他の無形固定資産	1,160	負債の部合計	5,790,013
退職給付に係る資産	5,842	純資産の部	
繰延税金資産	10,568	資本金	20,000
支払承諾見返	22,927	資本剰余金	48,263
貸倒引当金	△21,228	利益剰余金	122,927
投資損失引当金	△235	自己株式	△651
資産の部合計	5,974,452	株主資本合計	190,539
		その他有価証券評価差額金	△9,148
		繰延ヘッジ損益	1,039
		土地再評価差額金	2,278
		退職給付に係る調整累計額	△269
		その他の包括利益累計額合計	△6,099
		純資産の部合計	184,439
		負債及び純資産の部合計	5,974,452

第 1 期（2022年 4 月 1 日から2023年 3 月31日まで） 連結損益計算書

（単位：百万円）

科目		金額	
経常収益			85,437
資金運用収益	44,232		
貸出金利	33,699		
有価証券利息配当金	9,520		
コールローン利息及び買入手形利息	△8		
預け金利息	1,018		
その他の受入利息	2		
役務取引等収益	14,157		
その他の業務収益	3,622		
その他の経常収益	23,424		
償却債権取立益	8		
その他の経常収益	23,415		
経常費用		80,330	
資金調達費用	1,048		
預金金利	133		
譲渡性預金利息	26		
コールマネー利息及び売渡手形利息	443		
債券貸借取引支払利息	84		
借入金利息	35		
その他の支払利息	324		
役務取引等費用	6,483		
その他の業務費用	6,816		
その他の経常費用	41,656		
貸倒引当金繰入額	24,326		
その他の経常費用	2,809		
	21,517		
経常利益		5,106	
特別利益		47,181	
固定資産処分益	41		
負債のれん発生益	47,140		
特別損失		2,134	
固定資産処分損失	249		
	1,884		
税金等調整前当期純利益		50,153	
法人税、住民税及び事業税	1,310		
法人税等調整額	△130		
法人税等合計		1,180	
当期純利益		48,973	
非支配株主に帰属する当期純利益		16	
親会社株主に帰属する当期純利益		48,957	

計算書類

第1期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
I 流動資産	
現金及び預金	2,026
前払費用	0
未収還付法人税等	832
その他	254
流動資産合計	3,115
II 固定資産	
(無形固定資産)	
商標権	0
無形固定資産合計	0
(投資その他の資産)	
関係会社株式	136,020
繰延税金資産	15
投資その他の資産合計	136,035
固定資産合計	136,036
資産の部合計	139,151

科目	金額
負債の部	
I 流動負債	
未払費用	7
未払法人税等	1
賞与引当金	46
その他	49
流動負債合計	105
II 固定負債	
長期借入金	1,000
長期未払金	829
長期預り金	76
固定負債合計	1,905
負債の部合計	2,010
純資産の部	
I 株主資本	
資本金	20,000
資本剰余金	
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	110,645
資本剰余金合計	115,645
利益剰余金	
その他利益剰余金	2,461
繰越利益剰余金	2,461
利益剰余金合計	2,461
自己株式	△965
株主資本合計	137,140
純資産の部合計	137,140
負債及び純資産の部合計	139,151

第1期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	4,015	
関係会社受入手数料	201	
営業収益合計		4,216
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,102	
営業費用合計		1,102
営業利益		3,114
営業外収益		
雑収入	13	
営業外収益合計		13
営業外費用		
支払利息	3	
創立費	70	
上場関連費用	2	
雑損失	0	
営業外費用合計		76
経常利益		3,050
税引前当期純利益		3,050
法人税、住民税及び事業税	△222	
法人税等調整額	△15	
法人税等		△237
当期純利益		3,288

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社プロクレアホールディングス

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロクレアホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社プロクレアホールディングス

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロクレアホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 プロクレアホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 中 川 晃 ㊞

監 査 等 委 員 岩木川 雅 司 ㊞

監 査 等 委 員 若 槻 哲太郎 ㊞

監 査 等 委 員 石 田 深 恵 ㊞

(注) 監査等委員岩木川雅司、若槻哲太郎及び石田深恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会場

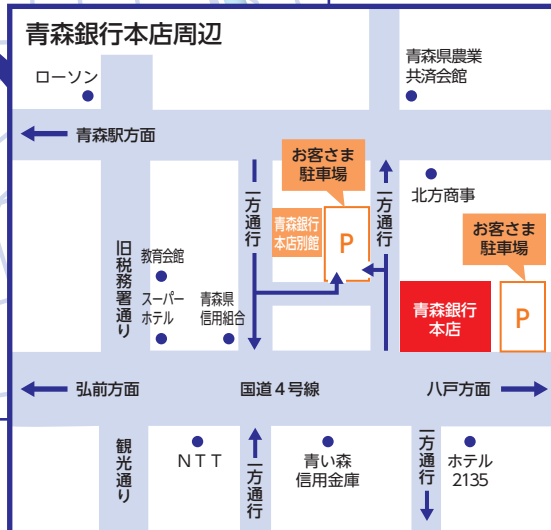
青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階） ☎ (017) 777-1111（代表）



● 駐車台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

